

議案第 6 2 号

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部改正について

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例を  
制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

(向日市税条例の一部改正)

第1条 向日市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(向日市都市計画税条例の一部改正)

第2条 向日市都市計画税条例（昭和42年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「若しくは第42項」を「、第42項、第44項若しくは第45項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第13項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項、第6項及び第8項」を「附則第7項、第8項及び第10項」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項を附則第14項とし、附則第7項から第11項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の向日市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条第1項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条中向日市税条例附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項の次に2項を加える改正規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の向日市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市税条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2及び3 略</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>2及び3 略</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～7 略</p>
<p><u>8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>9 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>	
<p><u>10</u> 略</p>	<p><u>8</u> 略</p>

# 向日市都市計画税条例の一部改正（第2条関係）

## 新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> (法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 <u>附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>7 <u>商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を</u></u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>5 <u>商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を</u></u></p>

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 略

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

11～13 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 略

15 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項、第8項及び第10項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

7 略

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

9～11 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

12 略

13 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項、第6項及び第8項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

